

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

等の一部を改正する条例

(社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施設のうち、女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 女性自立支援施設は、入所者(女性自立支援施設に入所する困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第二条に規定する困難な問題を抱える女性、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項の被害者その他保護を要する女性をいう。)及び入</p>	<p>社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。)第六十五条第一項の規定に基づき、社会福祉施設のうち、婦人保護施設(売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二条 婦人保護施設は、入所者(婦人保護施設に入所する売春防止法第三十四条第三項の要保護女子、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第二項の被害者その他保護を要する女性をいう。)及び入所者に同伴する家族(以下「同伴家族」という。)(以</p>

所者に同伴する家族（以下「同伴家族」という。）（以下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、女性の人權に関する高い識見と専門性を有する職員により、入所者が社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を営むための支援その他の適切な支援を行うよう努めなければならない。

#### （最低基準と女性自立支援施設）

第三条 女性自立支援施設は、最低基準を超えて、常に、その設備（建物を含む。次項において同じ。）及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している女性自立支援施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

#### （職員配置の基準）

第四条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。

#### 一 施設長

一 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

#### 五 事務員

六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の支援に支障がない場合には、この限りでない。

#### （施設長の資格要件）

第五条 施設長は、女性自立支援施設を運営するにあたって女性の人權に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

#### 二（略）

三 心身ともに健全な者であること。

下「入所者等」という。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員により、入所者が社会において自立した生活を営むための支援その他の適切な処遇を行うよう努めなければならない。

#### （最低基準と婦人保護施設）

第三条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備（建物を含む。次項において同じ。）及び運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

#### （職員）

第四条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員その他当該婦人保護施設の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあっては、調理員を置かないことができる。

#### 一 施設長

一 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

#### 五 事務員

六 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

#### （施設長の資格要件）

第五条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業（法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは更生保護事業（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第一条第一項に規定する更生保護事業をいう。）に三年以上従事した者であること。

#### 二（略）

(構造設備の一般原則)

第六条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の基準)

第七条 女性自立支援施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一―三 (略)

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一―九 (略)

十 作業室（第十三条第一項の規定により就労に関する支援等を行うための設備をいう。）

十一―十四 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

四 食堂及び調理室

食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

5 前項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一―三 (略)

(居室の定員)

第八条 一の居室に入所させる人員は、原則として一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(構造設備の一般原則)

第六条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならぬ。

(設備の基準)

第七条 婦人保護施設の建物（入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての婦人保護施設の建物であつて、火災の際の入所者の安全性が確保されていると認められるものであるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。

一―三 (略)

3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一―九 (略)

十 作業室（第十一条第一項の規定により就労に関する指導及び援助を行うための設備をいう。）

十一―十四 (略)

4 (略)

一 (略)

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。

ロ・ハ (略)

二・三 (略)

五 前項に規定するもののほか、婦人保護施設の設備の基準は、次に掲げるところによる。

一―三 (略)

(居室の定員)

第八条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。

(非常災害対策)

第九条 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画(第十一条第四項において「非常災害計画」という。)を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第十条 女性自立支援施設の設置者は、入所者等の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び次条第四項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 女性自立支援施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十一条 女性自立支援施設の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する支援の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2| 女性自立支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3| 女性自立支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4| 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(健康診断及び衛生管理)

第十二条 女性自立支援施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設置者は、居室その他入所者等が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設の設置者は、入所者等の

(非常災害対策)

第九条 婦人保護施設の設置者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立てなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(健康診断及び衛生管理)

第十条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対し、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、居室その他入所者等が常時使用する設備を、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者等の使用

使用する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設の設定者は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(自立支援等)

第十三条 女性自立支援施設の設定者は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設の設定者は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設の設定者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十四条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者等の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十五条 女性自立支援施設の設定者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一四 (略)

(帳簿の整備等)

第十六条 女性自立支援施設の設定者は、設備職員、会計及び入所者等の支援の状況（第十三条第三項に規定する個別支援計画、前条第三号に規定する記録及び第十八条第二項に規定する記録を含む。）を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。

する食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設の設定者は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自立の支援)

第十一条 婦人保護施設の設定者は、入所者が自立し、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、入所者ごとに自立促進計画を定め、当該計画に従って入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の規定による自立促進計画の作成並びに指導及び援助に当たっては、入所者の意思を尊重しなければならない。

3 婦人保護施設の施設長は、入所者の基本的な生活習慣の習得を支援するため、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する規程を定めなければならない。

(給食)

第十二条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 (略)

3 栄養士を置かない婦人保護施設の設定者は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十三条 婦人保護施設の設定者は、入所者に係る知事が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一四 (略)

(帳簿の整備等)

第十四条 婦人保護施設の設定者は、設備職員、会計及び入所者の処遇の状況（第十一条第一項に規定する自立促進計画、前条第三号に規定する記録及び第十六条第二項に規定する記録を含む。）を明らかにする帳簿を整備し、備え付けなければならない。

(秘密保持)

- 第十七条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 女性自立支援施設の設置者は、当該女性自立支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第十八条 女性自立支援施設の設置者は、入所者等に対して行った支援に関する当該入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 女性自立支援施設の設置者は、入所者等に対して行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 女性自立支援施設の設置者は、知事から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

- 5 女性自立支援施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(関係機関との連携)

- 第十九条 女性自立支援施設の設置者は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九条に規定する女性相談支援センター、同法第十一条第一項及び第二項に規定する女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、法に定める福祉に関する事務所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十二条に規定する児童相談所、同法第七条第一項に規定する児童福祉施設、地域保健法（昭和二十二年法律第一号）に定める保健所、医療機関、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項に規定する公共職業能力開発施設、教育機関、都道府県警察、総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センター、配偶者からの暴力

(秘密保持)

- 第十五条 婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- 第十六条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関する当該入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 婦人保護施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときには、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、婦人相談所（売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所から前項の改善についての報告を求められた場合は、その内容を報告しなければならない。

- 5 婦人保護施設の設置者は、法第八十五条第一項の規定により運営適正化委員会が行う調査に誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(関係機関との連携)

- 第十七条 婦人保護施設の設置者は、婦人相談所、法に定める福祉に関する事務所、都道府県警察、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二十三条第一項に規定する公共職業安定所、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第三項に規定する公共職業能力開発施設その他の関係機関及び売春防止法第三十五条第一項及び第二項に規定する婦人相談員、母子及び父子並びに寡婦福祉法第八条第一項に規定する母子・父子自立支援員、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

の防止及び被害者の保護等に関する法律第三  
条第一項に規定する配偶者暴力相談支援セン  
ター、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和  
三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に  
規定する母子・父子福祉団体その他の関係機  
関及び同法第八条第一項に規定する母子・父  
子自立支援員、民生委員法（昭和二十三年法  
律第九十八号）に定める民生委員、児童福  
祉法に定める児童委員、保護司法（昭和二十  
五年法律第二百四号）に定める保護司その他  
の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第二十條 女性自立支援施設の設置者及びその  
職員は、作成、保存その他これらに類するも  
ののうち、この条例の規定において書面（書  
面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、  
複本その他文字、図形等人の知覚によって認  
識することができる情報が記載された紙その  
他の有体物をいう。以下この条において同じ。  
）で行うことが規定されている又は想定され  
るものについては、書面に代えて、当該書面  
に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式  
その他の人の知覚によっては認識することがで  
きない方式で作られる記録であつて、電子計  
算機による情報処理の用に供されるものをい  
う。）により行うことができる。

（規則への委任）

第二十一條 この条例に定めるもののほか、女  
性自立支援施設の設備及び運営に関して必要  
な事項は、規則で定める。

（電磁的記録）

第十七條の二 婦人保護施設の設置者及びその  
職員は、作成、保存その他これらに類するも  
ののうち、この条例の規定において書面（書  
面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、  
複本その他文字、図形等人の知覚によって認  
識することができる情報が記載された紙その  
他の有体物をいう。以下この条において同じ。  
）で行うことが規定されている又は想定され  
るものについては、書面に代えて、当該書面  
に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式  
その他の人の知覚によっては認識することがで  
きない方式で作られる記録であつて、電子計  
算機による情報処理の用に供されるものをい  
う。）により行うことができる。

（規則への委任）

第十八條 この条例に定めるもののほか、婦人  
保護施設の設備及び運営に関して必要な事項  
は、規則で定める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二條 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の一部  
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう  
に改正する。

改正後	改正前
<p>（社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） 第七條（略） 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十 四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年 法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第三十七号）、老人福 祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 和三十九年法律第二百二十九号）及び困難な 問題を抱える女性への支援に関する法律（ 令和四年法律第五十二号）の現業事務に従</p>	<p>（社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当） 第七條（略） 一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十 四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年 法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法 （昭和三十五年法律第三十七号）、老人福 祉法（昭和三十八年法律第三十三号）、 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭 和三十九年法律第二百二十九号）及び売春防 止法（昭和三十一年法律第十八号）の現 業事務に従事する職員及びこれらの現業事</p>

<p>事する職員及びこれらの現業事務の指導監督を行う職員</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>務の指導監督を行う職員</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(広島県行政機関設置条例の一部改正)

第三条 広島県行政機関設置条例(昭和三十九年広島県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(子ども家庭センター)</p> <p>第六条 地方自治法第五十六条第一項の規定により、児童の福祉、困難な問題を抱える女性の相談及び支援等並びに知的障害者の福祉等に関する事務を分掌させるため、子ども家庭センターを置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九條第三項第二号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>4 広島市における困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九條第三項各号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>5 広島県西部子ども家庭センターを児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二條第一項に規定する児童相談所、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第九條第一項に規定する女性相談支援センター及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とし、広島県東部子ども家庭センター及び広島県北部子ども家庭センターを児童福祉法第十二條第一項に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とする。</p>	<p>(子ども家庭センター)</p> <p>第六条 地方自治法第五十六条第一項の規定により、児童の福祉、要保護女子の相談及び指導等並びに知的障害者の福祉等に関する事務を分掌させるため、子ども家庭センターを置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四條第三項第三号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>4 広島市における売春防止法第三十四條第三項各号に掲げる事務については、広島県西部子ども家庭センターで行うものとする。</p> <p>5 広島県西部子ども家庭センターを児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十二條第一項に規定する児童相談所、売春防止法第三十四條第一項に規定する婦人相談所及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とし、広島県東部子ども家庭センター及び広島県北部子ども家庭センターを児童福祉法第十二條第一項に規定する児童相談所及び知的障害者福祉法第十二條第一項に規定する知的障害者更生相談所とする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の社会福祉法に基づく婦人保護施設の設定及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第五条の規定により施設長に任用されている者は、第一条の規定による改正後の社会福祉法に基づく

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第  
五条の規定により任用された者とみなす。

3 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、  
新条例第七条第四項第一号イ及び第八条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第七条  
第四項第一号イ及び第八条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増  
築する場合はこの限りではない。